

## 年金を二つ以上受給している場合の特別徴収対象となる順位

二つ以上の年金を受給中の場合は、次に掲げる順序により、順位が先の年金から保険料を特別徴収します。

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
3. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
4. 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
5. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。）附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
6. 国民年金法による障害基礎年金
7. 厚生年金保険法による障害厚生年金
8. 船員保険法による障害年金
9. 旧国民年金法による障害年金
10. 旧厚生年金保険法による障害年金
11. 旧船員保険法による障害年金
12. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
13. 旧国共済法による障害年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
14. 国民年金法による遺族基礎年金
15. 厚生年金保険法による遺族厚生年金
16. 船員保険法による遺族年金
17. 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
18. 旧船員保険法による遺族年金

19. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
20. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
21. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第5号に掲げる場合を除く。）
22. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（第12号に掲げる場合を除く。）
23. 旧国共済法による障害年金（第13号に掲げる場合を除く。）
24. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第19号に掲げる場合を除く。）
25. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第20号に掲げる場合を除く。）
26. 移行農林年金退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
27. 移行農林共済年金のうち障害共済年金
28. 移行農林年金のうち障害年金
29. 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
30. 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
31. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
32. 私立学校教職員共済法による障害共済年金
33. 旧私学共済法による障害年金
34. 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
35. 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
36. 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
37. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
38. 旧地共済法による障害年金
39. 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
40. 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金